

特定健康診査受診率向上業務プロポーザル質疑回答書

<p>項 目 (書類名・ページ・項目など)</p>	<p>質 問</p>	<p>回 答</p>
<p>実施要領 6- (5)- ① 提出書類 イ 提案書(様式自由)</p>	<p>提案書について、スライドでの作成を想定しております。 「形式は原則として A4 版・横書き・左綴じ・着色可」とありますが、A4 版・横書き・上綴じ（上下開き）の提案書でも問題ないでしょうか。</p>	<p>差し支えございません。</p>
<p>業務仕様書 7 成果品の帰属</p>	<p>「本業務における成果品および業務上の作成資料等については、すべて発注者に帰属するものとする」とありますが、本契約締結前から保有していた著作物の著作権は、受注者に帰属するものという理解でよろしいでしょうか。 また、その内容を契約締結時に、契約書（または仕様書）に一文追加いただくことは可能でしょうか。  ※なお、第三者に著作権が帰属している著作物に関しては、貴市に帰属させることができないものになりますので、「すべて」発注者に帰属させるという条件自体が不可能となります。</p>	<p>実施要領 10 契約に関する事項に、「受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結する」とあります。これに基づき、候補者決定後、個別に協議させていただきます。</p>
<p>その他 契約書案について</p>	<p>業務契約書の案をご提示いただけないでしょうか。</p>	<p>別紙のとおりです。</p>
<p>その他 当日参加者について</p>	<p>より効果的な提案を実現するため、プレゼンテーションの当日、共同提案事業者（再委託事業者）も参加させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>実施要領 4 「本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる（具体的には（1）～（6））参加資格要件を全て満たす者」に限定しているため、共同提案事業者（再委託事業者）の参加は認めておりません。</p>
<p>その他 提出書類について</p>	<p>上記、関連事業者（再委託事業者）にて事前提出書類等を提出することは可能でしょうか。 ※弊社が遠隔地のため、書類提出期限を厳守するため</p>	<p>上記、当日参加者についての回答に基づき、関連事業者（再委託事業者）にて事前提出書類等を提出することは認められません。</p>